

事業名	富士山登山道安全対策費		
細事業名	富士山登山道安全対策費	財務コード	133801
担当部課室	県土整備 部	道路管理 課	道路管理 担当 (内線) 7262

I 事業の概要

実施期間	始期 S34 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(委託)
事業の目的	<p>だれ(何)を対象に 富士山登山道</p> <p>その対象をどのような状態にして 夏山登山期間中、常時良好な状態に保つように維持し、修繕されている</p> <p>結果、何に結びつけるのか 登山者の安全確保 世界文化遺産の構成要素である登山道の保護</p>
事業の内容 主にH29年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県道富士上吉田線（富士山登山道）を、開山期間中良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって登山者などの一般交通に支障を及ぼさないようにするための、道路パトロール費である。 ○ 具体的には、富士山の夏山シーズンとされる、6月30日から9月10日までの間、五合目から山頂までの登山道のパトロール業務を委託することにより実施している。（週3回：日～月、火～水、土～日） ○ 道路パトロール業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・道路パトロールの延長：7,500m ・委託内容：県道富士上吉田線「富士吉田市上吉田富士山5合目（5合目ロータリー）から富士山頂に至る区間」の状況を把握することにより、安全な登山の推進を図ることを目的とし、路面状況、鎖、標識等の附属施設および階段、石積み等の構造物等の登山道施設の点検と簡易な道路修繕を実施。 ○ 五合目総合管理センターとの連携 登山者に対する安全登山指導、事故発生時の救急連絡・クローラー搬送、気象情報等の提供など、富士山に関する情報を提供している五合目総合管理センターと連携し、登山者に係わる緊急事態等に対しパトロール作業の状況に応じ、隨時その連絡や対応に従事。
根拠法令等	道路法42条（道路の維持又は修繕）

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	28年度	29年度		30年度	31年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標 登山道パトロール を週3回実施 66日	66日	66日	66日	66日	66日	目標設定の考え方 6月30日から9月10日までの間、登山道のパトロールを週3回（日～月、火～水、土～日）実施
	活動指標達成率 (実績値／目標値)	100.0 %				
成果指標 登山道における 管理瑕疵発生件数	0件	0件	0件	0件	0件	目標設定の考え方 道路管理者は道路を常に良好な状態に保持して一般交通の用に供する義務を負っており、管理瑕疵が発生しないよう努める必要がある
	成果指標達成率 (実績値／目標値)	100.0 %				
決算額又は予算額 (千円) うち一財額	3,651		3,784	3,765	3,836	成果指標によらない成果 パトロール者が毎日巡回している姿を示すことにより、登山者が富士山登山に必要な装備を目で見て確認できる機会となるほか、道筋に潜む危険を登山者に察知させることに繋がり、その結果、安全な登山の啓発や登山者個人個人が安全な登山をする実践効果を生む。 日々行われる道路の維持修繕が、登山者の安心に繋がる
所要時間(直接分)	609 時間		609 時間	609 時間	309 時間	
所要時間(間接分)						
所要時間計	609 時間		609 時間	609 時間	309 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,130円×所要時間)	1,297		1,297	1,297	658	

III これまでの事業の見直し・改善状況

富士山世界文化遺産の保存管理計画では、登山道（県道・富士上吉田線）は、その構成要素に位置付けられ、パトロールにより浸食箇所及び登山行為による影響等を継続的に把握し、維持補修業務の充実を図ることを求められている。こうした中、H25年6月の世界文化遺産登録に伴い、登山道そのものの維持管理を強化するため、H25年度からパトロール数を増やした。週2回→週3回

IV 活動量と成果の判断(平成29年度の業績評価)

(1)事業は予定された活動量を上げているか (「活動指標の達成率」等から事業の活動量を判断)			
数値判定 H29年度 活動指標 の達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方	*数値判定と一次評価が異なる場合等に記載すること
b	b		

a:予定を超えた活動量がある(120%以上) b:予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満) c:予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)
d:予定した活動量に著しく足りない(40%未満)

(2)事業は意図した成果を上げているか (「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H29年度 成果指標 の達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方	*必ず記載すること
b	b	道路管理者は道路を常に良好な状態に保持して一般交通の用に供する義務を負っており、管理瑕疵が発生しないよう努める必要がある。このため、登山道における管理瑕疵0件を目標値としている。平成29年度は管理瑕疵0件であり、意図した成果は上げられている。	

a:意図した成果を十分に上げている(120%以上) b:意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満) c:意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満) d:意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)

V 見直しの必要性(平成31年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部局評価結果)		
見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
無	ユネスコは山梨・静岡両県が提出した保全状況報告書を平成28年7月に承認し、現在進められている取り組みについて「持続可能な管理体制をつくった努力を歓迎する」と高く評価している。保全状況報告書において、登山道の維持管理は、自然環境・展望景観に配慮し、現状の砂利道の維持を基本とし、登山者の安全を確保するため、パトロールの頻度を高くし、適切な修繕を行うこととしており、今後も継続して事業の取り組みが必要である。	

・「IV以外の判断項目」の欄

a:目的の達成 b:新たな課題への対応 c:対象の変化 d:ニーズの変化 e:法律・制度の改正 f:民間等実施 g:市町村等へ移管 h:外部委託
i:経費節減 j:類似事業と統合・連携 k:所要時間の縮減 l:プロセスの改善 m:その他

二次評価(担当部局再評価結果) *行政評価アドバイザーミーティング(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説明	IV以外の判断項目
有	富士山登山道パトロールにおける異常発見時の委託業者の対応等について、作業の標準化やルールの明確化が図られるよう、マニュアルを整備していく。 また、富士山登山道パトロールは、開山前日から閉山日まで毎日実施しているが、県職員の直営によるパトロールについては、危険を伴う特殊な業務であり職員の業務負担が大きいことから、直営と委託によるパトロールの分担の整理をする中で、その必要性や頻度等、直営パトロールのあり方について検討していく。	l,m

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする

VI 見直しの方向(平成31年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等	*「見直しの必要性」と「見直しの方向」が異なる場合は、その理由も記載すること
実施方法の変更	富士山登山道パトロールにおける異常発見時の委託業者の対応等について、作業の標準化やルールの明確化が図られるよう、マニュアルを整備していく。 また、富士山登山道パトロールの県職員の直営によるパトロールについては、危険を伴う特殊な業務であり職員の業務負担が大きいことから、直営と委託によるパトロールの分担の整理を行い、直営パトロールの回数を減らしていく。	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止(施設については「譲渡」)」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること

・見直しがない場合は「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料

様式2

所属名:道路管理課

細事業名:富士山登山道安全対策費

調査番号:9

事業の内容を 細分化した 業務名		具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H29 所要 時間 (h)	H30 所要 時間 (h)A	H31 所要 時間 (h)B	縮減等 B-A	具体的業務の 見直しの内容	見直しに至った理由等 (又は見直しなしの理由等)	
1 契約事務手続き	契約書類の作成 契約締結	契約書類の作成 契約締結	4~5月	5	5	5	0	なし	業務上必要なプロセスであり最短の所要時間で処理しているため	
		契約書類の作成 契約締結	9月	4	4	4	0	なし	業務上必要なプロセスであり最短の所要時間で処理しているため	
							0			
							0			
							0			
(小計)				9	9	9	0			
2 直営パトロール	直営パトロール (木曜から金曜)	直営パトロール (木曜から金曜)	6~9月	567	567	283	▲ 284	あり	行政評価アドバイザー会議からの「危険を伴う特殊な業務であり職員の業務負担が大きい」との指摘を受け直営と委託の分担について整理した	
		修繕箇所の指示書作成	6~9月	33	33	17	▲ 16	あり	行政評価アドバイザー会議からの「危険を伴う特殊な業務であり職員の業務負担が大きい」との指摘を受け直営と委託の分担について整理した	
							0			
							0			
							0			
(小計)				600	600	300	▲ 300			
3							0			
							0			
							0			
							0			
							0			
(小計)				0	0	0	0			
所要時間 (計)				609	609	309	▲ 300			

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートの「II 事業の目標、実施状況等」の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しがない場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)